

審査した議案

6月定例議会が開催され、平成23年度一般会計補正予算等の議案が審議されました。本会議並びに連合審査会、各常任委員会にて審査された主な質疑の内容と採択の結果を報告します。

報告

八号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

平成二十二年香美市一般会計補正予算（第五・六号）のうち第二表に係る繰越明許費について報告するもの。

九号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告について

県道改良工事との工期調整により繰越工事になったことと、道路工事において用地交渉に不測の日数を要したため繰越工事となった。

十号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告について

「公共下水道事業汚水管渠布設工事」に伴う「上水道管布設替え工事」との工期調整に

日数を要したことにより繰越工事となった。

十一号 繰越明許費繰越計算書（農業集落排水事業特別会計）の報告について

「県道龍河洞公園線改良工事」との工期調整により繰越工事となった。

十二号 平成二十二年香美市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

十号に同じ。

十三号 学校給食費滞納整理における和解について

十四号 学校給食費滞納整理における和解について

十五号 香美市新庁舎建設工事（建築本体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

工事等の追加変更と、消防署の指導による仕様変更、近隣環境に配慮したことによる仕様変更を行った。

十六号 香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

運営上によりガス消火施設を一部中止し、空調機の仕様変更や、消防署の指導によるポンプ室の新設等を行った。

事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

運営上により警報盤の新設や、デマンド監視制御設備を追加し、また呼出表示設備工事等を追加した。

十八号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について、平成二十三年四月二十二日付で二件提訴した。

十七号 香美市新庁舎建設工事（電気設備工

※報告八号～一八号は専決処分事項の報告。



新庁舎・本会議場

承認

一号 平成二十二年度
香美市一般会計補正
予算(第六号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億七千七百五十九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十二億八百二十九万四千円とするもの。

※連合審査会

Q 元気な集落づくり支援事業費補助金がマインズ百九十九万四千円と減額になっているが。

A 自治会から十四件の申請があり、不採択はなかった。予算の減額は、集落への周知が不足していたことなども考えられるので今後配慮していきたい。

二号 平成二十二年度
香美市簡易水道事業
特別会計補正予算(第
四号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ三千三十

七万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億四千二百四十四万四千円とするもの。

※産業建設常任委員会

Q 配水管・漏水修理及びほきやま簡易水道他弁類補修点検が当初と同額が減額されているが。

A 現地調査をし、維持修繕の中で多少延命処置が出来たものと、特に早急な工事が必要でないところは減額処置している。また、弁類の補修点検については、委託または役務で

するが、維持修繕の中で市職員がチェックし、今のところ修繕の必要がない所は、減額し翌年に移行する形をとる。

三号 平成二十二年度
香美市公共下水道事業
特別会計補正予算(第
五号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ二百四十万円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億九千九百七十五万七千円とするもの。

※産業建設常任委員会

四号 平成二十二年度
香美市農業集落排水事業
特別会計補正予算
(第四号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ百四十三万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億九千五百四十一万一千円とするもの。

※産業建設常任委員会

Q 下水道台帳管理システム委託業務七十万円減額の理由は。

A 下水道台帳管理システム委託業務は、公共下水道で主として行

っている台帳管理システムのうち特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の三事業分を一括して管理を行うためのもの。また、管

渠の台帳に各個人の取り付け管及び宅内の図

面等も含め一つのシステムとして運営していくための委託業務である。減額の理由は、入札減によるものである。

五号 平成二十二年度
香美市国民健康保険特
別会計(事業勘定)補
正予算(第四号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ三億千八百六十八万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十八億七千六百五十二万四千円とするもの。

※教育厚生常任委員会

六号 平成二十二年度
香美市介護保険特別会
計(保険事業勘定)補
正予算(第五号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ七千八百五十四万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十八億七千五百五十七万九千円とするもの。

※教育厚生常任委員会

七号 香美市国民健康
保険条例の一部を改
正する条例の制定につ
いて

中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を引き上げるよう見直すもの。また、納付しやすいう納期を七期から九期に改めるもの。

Q 限度額が上がることで影響を受けるのは約二百世帯。最高限度額を払っているのは七十一世帯。この改正により国保会計は五百一

六百万円の増収になると説明があったが、その使途について国から指示などはあるか？

A 指示はない。国保財政安定化のためのもので、地方に裁量権があると理解している。

Q なぜ承認扱いをせず、議案として増収分の五百一六百万円分の運用について議会で議

論ということにしながらったのか？

A 不利益になることを後から決め、溯求させて良いかと考えた際、適当でないと判断した。多くの市町村が専決処分しており、本市も専決とした。

八号 香美市固定資産
税の課税免除に関する
条例の一部を改正する
条例の制定について

省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※総務常任委員会

九号 香美市国民健康
保険条例の一部を改正
する条例の制定につ
いて

政令の公布に伴い、規定を整備するもの。改正内容は、出産・育児等の経済的負担の軽減を図るため、出産した時に支給する出産育児一時金について、平成二十三年四月以降も

引き続き三十九万円を

議案

支給することとした。
※教育厚生常任委員会
※承認一〇号・六号・八
号・九号は全員賛成に
て承認。承認七号は賛
成多数にて承認。

四十七号 平成二十三
年度香美市一般会計補
正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額
にそれぞれ一億六千七
百八十九万四千円を追
加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ百四十
八億六千六百八十九万四
千円とするもの。

※本会議

Q 自主防災組織育成
強化事業は組織強化の
ための臨時職員の雇用
であるが、専門知識を
有する者を雇用するの
か。またその業務の内
容は。

A 専門的な方を雇用
する方向で検討する。
業務の内容は市内に存
在する自主防災組織

(現在八十八組織)の
行う訓練などの支援と
考えている。

Q 道徳教育推進地区
協議会委員の構成は。

A 教育委員会職員、
教員、保護者及び学識
経験者の構成となっ
ている。学校関係は、楠
目、山田、鏡野等の校
長、教頭、教諭となっ
ており十三名の委員構
成である。年六回協議
会を開催し、道徳教育
振興策の提言といった
ものを作成する。

Q 森林活用計画管理
委託事業四百十二万七
千円の増額の説明を。

A 三カ年の継続事業
で、本年が最後の年。
オルソ図という航空写
真を図面に落とし、そ
れを過去のデータや施
行履歴、森林のその状
況を入力することによ
って一覧できる図面を
作成する事業で、その
データ入力の人員の確
保と入力に関しての指



吉井勇記念館

導員の日数を増やした
ということ増額とな
った。

Q 学校給食費の職員
手当での時間外手当で
設備の修理というもの
だがその内容は。

A 修繕の内容として
は多くの箇所破損の
可能性が高く、修繕が
必要な状態となってい
る。水回りやボイラー
等は休日を利用し修繕
が必要であるため、時
間外手当が発生する。

Q 図書館費で、子ど
もに読書活動推進役にな
ってもらうための子
ども司書の養成講座と

いうことで予算計上が
されているが、その選
出方法は？

A 県から委託を受け
て行う講座で、各学校
に応募要項を配布する
予定。応募するには、
①平成二十二年度に読
書能力検定二級以上を
取得している子、②平
成二十二年度中に四十
冊以上の本を読んだ子、
③在籍校の校長か地元
の公立館長から推薦を
受けた子に募集をかけ
ている。

四十八号 香美市特別
職の職員で非常勤のも
の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を

改正する条例の制定に
ついて

吉井勇記念館の管理
運営を効果的に行うた
め、今まで職員が兼務
していた吉井勇記念館
長に非常勤館長を配置
するもの。

※総務常任委員会

Q 三人の非常勤とな
るが、特別な事業展開
を考えているか。

A 新たな事業展開で
なく職員の定員適正化
を図るものである。

四十九号 香美市税条
例の一部を改正する条
例の制定について

東日本大震災の被災
者等の負担の軽減を図
り、固定資産税の課税
免除等の措置及び個人
住民税に係る特例措置
を講ずるため、地方税
法の一部を改正する法
律の公布に伴い、香美
市税条例の一部を改正
するもの。

※総務常任委員会

五十号 香美市下水道

条例の一部を改正する
条例の制定について

使用料の徴収につい
て、貸家等の場合は、
排水設備設置者と使用
者は連帯責任を負うも
のとする。香美市上
水道事業給水条例第
五十条との整合を図
り、期限・料金を明記
するもの。

※産業建設常任委員会
Q 家主が今回の改正
を知らなかったとき問
題にならないか。

A 支払いがされない
場合、水道の給水を停
止する。可能な限り使
用者の追跡調査をし、
最後の手段として家主
に連絡し、敷金等で支
払ってもらっており、
今まで通りであるが、
法的根拠を作っておく
ための条例改正である。

五十一号 香美市特定
環境保全公共下水道条
例の一部を改正する条
例の制定について

五十号に同じ。
※産業建設常任委員会

五十二号 香美市上下水道審議会条例の制定について

旧水道課、旧下水道課で所管していた三つの審議会を廃止し、上下水道課への移行に伴い、上・下水道を統括した審議会を目的とする「香美市上下水道審議会」を新たに発足させるもの。

※産業建設常任委員会
五十三号 市道の路線の認定について

県道龍河洞公園線バイパス工事完了により移管される龍河洞公園線の一部を市道「逆川七号線」として認定するもの。また市道「岩積七号線」及び市道「京田四号線」を連携している道路を市道「立石岩積線」として認定するもの。

※産業建設常任委員会
五十四号 市道の路線の変更について

事業において延長を

減少するため、「須江幹線」・「植タンガン線」・「岩積一号線」の終点位置を変更するもの。

※産業建設常任委員会

五十五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

谷相辺地及び後入辺地の総合整備計画を策定したので議会の議決を求めるもの。主に香北町谷相、土佐山田町後入における市道の早急な改良により、地域住民の交通の利便性・安全性の向上と生活環境の改善を図るもの。

※総務常任委員会
※議案四十七号～五十五号まで全員賛成にて可決。

同意・意見書

同意第二号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

※本会議
全員賛成にて任命。

意見書案第四号 安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出について

※本会議
意見書案第五号 介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書の提出について

※本会議
意見書案第六号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出について

※本会議
意見書案第七号 消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出について

※本会議
賛成少数にて不採択

討論

意見書案第七号

反対討論① 有元和哉

震災の影響、国家財政の状況を見れば、現在、国家の危機に直面している。消費税も含めた増税は避けられない。消費税増税は個人的な感情で言えば嫌であるが、国家全体を見た時に、いつまでも責任を先延ばしし、子や孫の代に責任を追わせることは出来ない。今、政治家は苦渋の判断をせざるを得ない状況であり、一概に「消費税増税反対」ではなく、国家を支えるという意思で増税についても深く考え、そして取り組む必要がある。

反対討論② 竹平豊久
次の四点を述べて反対する。①「消費税は財政のためでも社会保障のためでもなく」と虚偽の記載がなされている。②「消費税増税

による景気悪化」とあるが、現在の景気悪化は三年前に起きた金融経済のバブル崩壊（リーマンショック）が主要因。③「二十三年度」予算を大幅に組み替えは、第一次補正予算を可決し、追加事業を行っている中、この表現は的外れ。④大企業の内留留保を「復興財源は、私有財産への干渉とも映り、憲法第二九条に抵触する。以上、意見書として国に挙げるものが適切であるのか疑問に感じる。

賛成討論① 片岡守春
六月二日に行われた「社会保障改革に関する集中会議」によると、二〇一五年度までに消費税を一〇％にするという社会保障改革案をまとめた。これは社会保障の全体を消費税で賄うという際限のない増税路線に踏み込むもの。二〇二五年には社会保障費は約六十一兆円になると推定され、すべてを消費税で賄うとすれば、税率は二五％になり、四大家族で年間八十五万円の大増税になる。所得がなくても課せられる消費税を今以上に増税して国民、被災者を苦しめるべきではない。

賛成討論② 大岸真弓
日本の消費税の持つている弱点という観点から反対する。消費税は年齢所得に関係なく買物すれば五％徴収される。また、生命を維持する食料品にまで課税する過酷な税金である。消費税の税率を上げれば、社会的弱者や自営業者、中小企業などへの影響は計り知れない。こんなときには備けをたくさん貯め込んでいる大企業にこそ、負担を求めていく、これが当たり前の姿ではないか。福祉を金で買う発想の「消費税の増税」は認めることはできない。